

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農政企画課

法令名	農業振興地域の整備に関する法律	法令の番号	昭和44年法律第58号						
許認可等の種類	農用地区域内における開発行為の許可	根拠条項	第15条の2第1項						
審査基準	<p>農用地区域内における開発行為の許可については、法第15条の2に基づき許可する。 なお、標準処理期間については、実績がないので、該当事例が生じた場合、直ちに定める予定である。</p>								
	受付機関	各市町担当部局	処理機関	農政企画課	交付機関	農政企画課	標準処理期間	一日	目次
						標準経由期間	一日	NO	